

能代市まち・ひと・しごと創生総合戦略会議設置要綱

(設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条第1項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定並びに実効性ある施策の推進を図るため、専門的見地から意見を聴取するとともに、幅広い意見を反映するため、能代市まち・ひと・しごと創生総合戦略会議（以下「戦略会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 戦略会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 人口ビジョン及び総合戦略の策定に係る検討に関すること。
- (2) 総合戦略の施策推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、戦略会議の目的を達成するために必要な事案に関すること。

(組織)

第3条 戦略会議は、委員25人以内をもって組織する。

- 2 委員は、識見を有する者、業界団体及びまちづくり活動を行う団体等の代表者等のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 戦略会議に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、戦略会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 戦略会議の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(費用弁償)

第7条 委員が会議に出席したときは、費用弁償として、能代市職員等の旅費に関する条例（平成18年能代市条例第38号）に規定する7級に相当する額を支給する。
前条第2項の委員以外の者が出席したときも同様とする。

(庶務)

第8条 戦略会議の庶務は、企画部総合政策課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年5月20日から施行する。